

地方税法の改正により軽自動車税が改正されました

平成26年度地方税法の一部改正により、原動機付自転車、2輪の軽自動車・小型自動車及び小型特殊自動車については平成28年度から税額が改正になります。また、平成27年4月1日以降に新車新規登録をした3輪以上の軽自動車税の税額が引き上げとなります。なお、平成27年3月31日までに新車新規登録をした車両は、登録後13年を経過するまで現行の税額となります。

【原動機付自転車、2輪の軽自動車・小型自動車及び小型特殊自動車】

| 車種区分 | | 現行 | 28年度以降 | |
|----------|------------------------|--------|-----------|--------|
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 1,000円 | 2,000円 | |
| | 50cc超90cc以下 | 1,200円 | 2,000円 | |
| | 90cc超125cc以下 | 1,600円 | 2,400円 | |
| | 3輪以上 20cc超50cc以下（ミニカー） | 2,500円 | 3,700円 | |
| 2輪の軽自動車 | 125cc超250cc以下 | 2,400円 | 3,600円 | |
| 2輪の小型自動車 | 250cc超 | 4,000円 | 6,000円 | |
| 小型特殊自動車 | 農耕用 | 2輪のもの | 1,600円 | 2,400円 |
| | | 4輪のもの | 1,000cc以下 | 2,400円 |
| | | | 1,000cc超 | 3,100円 |
| | その他（フォークリフト等） | 4,700円 | 5,900円 | |

【3輪及び4輪以上の軽自動車】

| 車種区分 | 税額 | | 重課税率※ | | |
|-------|--------------------------------|-----------------|--------|---------|---------|
| | 新車新規登録後13年まで（H27.3.31以前新車新規登録） | H27.4.1以降新車新規登録 | | | |
| 3輪のもの | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 | | |
| 4輪以上 | 自家用 | 乗用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 |
| | | 貨物 | 4,000円 | 5,000円 | 6,000円 |
| | 営業用 | 乗用 | 5,500円 | 6,900円 | 8,200円 |
| | | 貨物 | 3,000円 | 3,800円 | 4,500円 |

※重課税率について
重課税率は、新車新規登録後13年を経過した車両に、平成28年度から適用されます。（平成28年度は平成14年12月以前に新車新規登録したものが対象となります）

○軽自動車のグリーン化特例（環境負荷の小さい軽自動車に対する優遇措置）

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に新車新規登録され、排ガス・燃費性能の優れた車両について、平成28年度の1年限りで軽減された税率が適用されます。

| 対象・要件等 | 特例措置の内容 | 車種区分 | 税額 |
|---|---------|-------|------------------------|
| ・電気自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの) | 概ね75%軽減 | 自家用 | 乗用 2,700円 貨物 1,300円 |
| | | 営業用 | 乗用 1,800円 貨物 1,000円 |
| | | 3輪のもの | 1,000円 |
| | | 3輪のもの | 1,000円 |
| ガソリン車（ハイブリッド車を含む） 排ガス性能 燃費性能 平成17年排ガス規制75%低減 (☆☆☆☆) | 概ね50%軽減 | 自家用 | 乗用 5,400円 貨物 2,500円 |
| | | 営業用 | 乗用 3,500円 貨物 1,900円 |
| | | 3輪のもの | 2,000円 |
| | | 3輪のもの | 2,000円 |
| | 概ね25%軽減 | 自家用 | 乗用 8,100円 貨物 3,800円 |
| | | 営業用 | 乗用 5,200円 貨物 2,900円 |
| | | 3輪のもの | 3,000円 |
| | | 3輪のもの | 3,000円 |

道路の維持管理に

ご協力をお願いします

自宅前や身近な道路の除草などについて、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。雑草が繁茂すると害虫の発生源となったり、見通しが悪くなり通行に支障となります。安心して住みやすい地域を保持するため、皆さまのご協力をお願いします。なお、茨城町では、協働のまちづくりを推進しています。その一環として、除草などの作業を行う地区に対し支援金を補助していただきますので活用ください。（ただし、条件がありますので道路管理課までお問合せください。）



除草作業を行っている様子（遠西地区）

【問合せ先】道路管理課

☎029(240)7116

政治倫理審査会委員を公募します

茨城町政治倫理審査会委員は、政治倫理の確立のため、適切な処理を行う重要な役割を果たすものです。制度に関心のある方の応募をお待ちしています。

◆応募資格

地方自治の本旨に理解があり、地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民。ただし、町長、副町長、教育長及び議員、町長、副町長、教育長及び議員の2親等以内の親族及び同居の親族並びに町一般職員である者は応募できません。

◆職務

町長、副町長、教育長および議員が、政治倫理基準・遵守事項に反する行為をした疑いに対して町民から請求があった場合に、当該事実の調査や審査を行います。（守秘義務を負う）

◆報酬

日額 10,000円

◆募集人員

2人

◆任期

平成28年4月1日～平成30年3月31日

◆応募方法

履歴書（市販のもの）を作成し、履歴書上段欄外に「政治倫理審査会委員応募」と記載の上、郵送か持参願います。

◆締切

平成28年1月29日（金）必着

◆選任決定

公募に応じた方の中から、議会の同意を得て町長が委嘱します。

【応募・問合せ先】

総務課 ☎029(240)7125

〒311-3192 茨城町大字小堤1080番地
茨城町総務企画部総務課行政グループ

電源立地地域対策 補助事業を実施

発電用施設の所在市町村や周辺市町村に対し、地域振興や地域住民の福祉の向上を図るために電源立地地域対策補助金が交付されています。

平成26年度はこの補助金を、保健センター（ゆうゆう館）の維持運営に活用しました。地域住民の健康増進を図る上で欠かせない予防接種や健康診査等、事業の充実に活用することができ、ますます福祉の向上が期待されます。



平成26年度健康増進課事業
「いきいき健康まつり」

【問合せ先】まちづくり推進課

☎029(240)7126